



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
3 月 31 日
号 外 (5)
木 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
都市計画事業の変更の認可 (下水道建設課)	1
漁業の免許申請要綱の一部改正 (水産課)	4
道路区域の変更 (道路課)	4

告 示

滋賀県告示第 414 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 13 年滋賀県告示第 148 号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成 17 年 3 月 31 日に認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 31 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市公共下水道 (湖南中部)
- 3 事業施行期間 昭和 51 年 10 月 13 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和 51 年滋賀県告示第 578 号、昭和 57 年滋賀県告示第 138 号、昭和 58 年滋賀県告示第 701 号、昭和 61 年滋賀県告示第 323 号、昭和 62 年滋賀県告示第 144 号、平成元年滋賀県告示第 385 号、平成 3 年滋賀県告示第 608 号、平成 10 年滋賀県告示第 162 号および平成 13 年滋賀県告示第 148 号の事業地のうち、大津市大萱七丁目、一里山三丁目、一里山六丁目、月輪五丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江六丁目、大江八丁目、神領二丁目、大石中六丁目、大石中七丁目、三大寺ならびに栗林町において事業地を変更する。

滋賀県告示第 415 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 14 年滋賀県告示第 368 号で認可した彦根長浜都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成 17 年 3 月 31 日に認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 31 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 長浜市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画下水道事業 長浜市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 58 年 11 月 9 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - (2) 使用の部分 昭和 58 年滋賀県告示第 598 号、平成 2 年滋賀県告示第 117 号、平成 7 年滋賀県告示第 163 号、平成 11 年滋賀県告示第 444 号および平成 14 年滋賀県告示第 368 号の事業地のうち、長浜市新庄中町字塚田において事業地を変更し、長浜市西上坂町字並竹、新庄中町字大荒田、小堀町字伊吹、字壺ノ坪、字農神および字永

代町、大辰巳町字式拾四、字堀町、字六ノ坪および字居立ならびに国友町字姉川筋、字三ノ町、字四ノ町、字五ノ町、字六ノ町、字七ノ町、字八ノ町、字九ノ町、字十ノ町、字十一ノ町、字十二ノ町および字十三ノ町を加える。

滋賀県告示 第 416 号

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 63 条 第 1 項の規定に基づき、平成 16 年滋賀県告示 第 535 号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成 17 年 3 月 31 日に認可したので、同条 第 2 項において準用する同法 第 62 条 第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 31 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 草津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 草津市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 49 年 3 月 20 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和 49 年滋賀県告示 第 98 号、昭和 53 年滋賀県告示 第 517 号、昭和 56 年滋賀県告示 第 50 号、昭和 56 年滋賀県告示 第 527 号、昭和 57 年滋賀県告示 第 416 号、昭和 58 年滋賀県告示 第 359 号、昭和 59 年滋賀県告示 第 309 号、昭和 61 年滋賀県告示 第 324 号、昭和 62 年滋賀県告示 第 353 号、昭和 63 年滋賀県告示 第 608 号、平成元年滋賀県告示 第 359 号、平成 3 年滋賀県告示 第 211 号、平成 4 年滋賀県告示 第 360 号、平成 5 年滋賀県告示 第 155 号、平成 5 年滋賀県告示 第 573 号、平成 6 年滋賀県告示 第 130 号、平成 7 年滋賀県告示 第 92 号、平成 9 年滋賀県告示 第 160 号、平成 9 年滋賀県告示 第 671 号、平成 10 年滋賀県告示 第 458 号、平成 11 年滋賀県告示 第 591 号、平成 13 年滋賀県告示 第 166 号および平成 16 年滋賀県告示 第 535 号の事業地のうち、草津市新堂町字南西浦、字北中小路および字南中小路、川原町字下芝原、集町字法華、字石井および字横枕、下笠町字大上後、字五反田、字高須、字踊り作、字下熊川、字北国保、字水掛、字松原、字北松原および字樋尻、志那町字十二ノ坪、野村五丁目字九反田、字四反長、字松田および字小久保、上笠一丁目字西浦、字葛無、字小安、字免栗および字骨コホス、川原二丁目字小久保、字小安および字川久保、草津町字宮ノ後、山寺町字瀬畑および字十徳、青地町字八反田および字古葉落、岡本町字祐前、字山田、字中山田および字手辺、南山田町字葎ヶ町、字墓ノ町、字池の尻、字北新田、字里南および字ヨシ際、御倉町字池ノ尻、字池ノ内、字襖および字素足、矢橋町字鳩ヶ森、字壱町田、字春日田、字馬ノ座、字花田、字木曾呂、字羽子敷、字狭間、字大將軍、字横枕、字東浦、字人宿り、字間田、字吉田、字南船橋、字獅子田、字大張、字寺田および字萱田、南笠町字鳩ヶ森、字大深ヶ、字風呂海道、字北野および字大狭、西矢倉三丁目字檜塚、野路東三丁目字狸山および字大谷、追分町字鴨田、字向山、字九日田、字丸尾、字ヨシヶ谷、字小屋ヶ谷、字早折および字比葉田、野路町字神差および字笠ヶ谷、笠山八丁目字水呑、新浜町字南川崎および字釜谷ノ内、笠山七丁目字新池、芦浦町字石、北山田町字石塔、字大ノ町および字西ノ口ならびに木川町字老ヶ口、字外屋敷および字杉本において事業地を変更する。

滋賀県告示 第 417 号

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 63 条 第 1 項の規定に基づき、平成 14 年滋賀県告示 第 389 号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成 17 年 3 月 31 日に認可したので、同条 第 2 項において準用する同法 第 62 条 第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 31 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 守山市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 守山市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 49 年 3 月 20 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし

- (2) 使用の部分 昭和 49 年滋賀県告示第 99 号、昭和 52 年滋賀県告示第 396 号、昭和 55 年滋賀県告示第 24 号、昭和 57 年滋賀県告示第 28 号、昭和 58 年滋賀県告示第 536 号、昭和 61 年滋賀県告示第 230 号、昭和 63 年滋賀県告示第 367 号、平成 4 年滋賀県告示第 400 号、平成 7 年滋賀県告示第 167 号、平成 9 年滋賀県告示第 163 号、平成 10 年滋賀県告示第 164 号および平成 14 年滋賀県告示第 389 号の事業地のうち、守山市水保町字天神、木浜町字町毛、川田町字浅戸、字合西、字十王前、字高川原、字高タイ、字アスガイ、字北ニナジ、字南ニナジ、字山ノ中、字南山ノ中、字合ノ北および字上川田、金森町字大崎、字下部、字立平田、字年方、字無足、字七反田および字木ノ町、三宅町字七ヲ、字薄月、字仁和寺および字上留、欲賀町字松木下、字冬塚、字南出、字寺の前、字大上戸、字東出、字保事、字大蔵、字東出口、字召畑、字越畑、字岩崎および字高原、立入町字打合、字穴口、字飛および字大塚、勝部町字下鹿塚、勝部三丁目字馬沢口、字新前口、字下石橋、字下中水、字北中水、字南中水および字山田町、勝部四丁目字上中ノ町、字中中ノ町、字下中ノ町、字山科、字北高樋の一、字北高樋の二および字北高樋の三、勝部五丁目字火屋西、字火屋南、字赤目、字赤目東、字下赤目、字南上赤目、字城の越、字下小福寺、字上小福寺、字平田街道、字上平田街道および字千代西、勝部六丁目字火屋北上および字火屋北下、大林町字高畑、横江町字西浦、字東浦、字高内および字杉本、大門町字西ノ海道および字下大藪ならびに千代町字西浦および字小持田において事業地を変更する。

滋賀県告示第 418 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 13 年滋賀県告示第 77 号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成 17 年 3 月 31 日に認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 31 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 日野町
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 日野町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 60 年 12 月 28 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和 60 年滋賀県告示第 678 号、平成 3 年滋賀県告示第 148 号、平成 6 年滋賀県告示第 303 号、平成 9 年滋賀県告示第 385 号、平成 13 年滋賀県告示第 77 号の事業地のうち、日野町大字松尾字佃、字菰池および字畑田において事業地を変更し、日野町大字北脇字奥畑、字侍従谷、字中畑、字細田、字中瀬、字筒路越、字カイルコ谷、字カミ山、字大破谷、字法瀬、字野田尾、字下谷之添、字下り松、字丸山および字石谷、大字奥之池字渡り山、字轆轤師、字北山、字山添、字所保谷、字郷師、字西ヶ谷および字糺屋ならびに大字松尾字三斗を加える。

滋賀県告示第 419 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 14 年滋賀県告示第 126 号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成 17 年 3 月 31 日に認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 31 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 竜王町
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 竜王町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 62 年 1 月 12 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示 第 420 号

漁業の免許申請要綱 (昭和 26 年 滋賀県告示 第 274 号) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 2 条中「、その者の住所地を所管する地域振興局長 (大津市および志賀町の区域内にあるものを除く。) を経由して」を削り、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その者の住所地が県内の区域 (大津市および志賀町の区域を除く。) にあるときは、その申請は、当該住所地を所管する振興局、地域振興局または県事務所の長を経由して行うものとする。

第 4 条第 2 号ア中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

付 則

この告示中第 4 条第 2 号アの改正規定は平成 17 年 3 月 31 日から、第 2 条の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県告示 第 421 号

道路法 (昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 4 月 14 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 31 日

滋賀県知事 國 松 善 次

道路 の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地の幅員	延 長	備 考
		伊香郡余呉町大字中河内 字川下 357 番 1 地先から 伊香郡余呉町大字中河内 字川下 354 番地先まで	変更後	最小 11.1 m ゝ 最大 18.1 m	58.8 m	道路改良工事に 伴う回路の廃 止
			変更前	最小 11.1 m ゝ 最大 18.1 m	58.8 m	
				最小 6.4 m ゝ 最大 24.6 m	61.3 m	
		伊香郡余呉町大字中河内 字檜谷 426 番 1 地先から 伊香郡余呉町大字中河内 字城ヶ谷 329 番 1 地先まで	変更後	最小 12.4 m ゝ 最大 27.2 m	77.0 m	
				最小 12.4 m ゝ 最大 27.2 m	77.0 m	

国道 365 号

伊香郡余呉町大字中河内 字一里岩 325 番地先から 伊香郡余呉町大字中河内 字一里岩 434 番 4 地先ま で	変更前	最小 7.6 m ゝ 最大 36.8 m	81.6 m
	変更後	最小 14.3 m ゝ 最大 29.4 m	77.8 m
	変更前	最小 14.3 m ゝ 最大 29.4 m	77.8 m
		最小 6.5 m ゝ 最大 38.3 m	83.3 m
	変更後	最小 15.0 m ゝ 最大 29.9 m	80.0 m
	変更前	最小 15.0 m ゝ 最大 29.9 m	80.0 m
		最小 7.0 m ゝ 最大 39.0 m	79.7 m
	変更後	最小 12.5 m ゝ 最大 23.7 m	59.0 m
	変更前	最小 12.5 m ゝ 最大 23.7 m	59.0 m
		最小 8.7 m ゝ 最大 33.4 m	60.4 m

		伊香郡余呉町大字中河内 字コイ谷 451 番 1 地先から 伊香郡余呉町大字中河内 字コイ谷 452 番 3 地先まで	変更後	最小 15.6 m ゝ 最大 27.4 m	45.0 m
			変更前	最小 15.6 m ゝ 最大 27.4 m	45.0 m
				最小 18.9 m ゝ 最大 27.7 m	43.4 m
		伊香郡余呉町大字中河内 字西小当 460 番 1 地先から 伊香郡余呉町大字中河内 字松ヶ下 466 番 1 地先まで	変更後	最小 11.5 m ゝ 最大 20.6 m	54.0 m
			変更前	最小 12.0 m ゝ 最大 20.6 m	51.7 m
		伊香郡余呉町大字中河内 字ショウガ谷 279 番 1 地 先から 伊香郡余呉町大字中河内 字ショウガ谷 272 番 2 地 先まで	変更後	最小 13.4 m ゝ 最大 14.0 m	82.0 m
			変更前	最小 13.4 m ゝ 最大 14.0 m	82.0 m
				最小 14.0 m ゝ 最大 23.9 m	85.0 m